

防府市有機農業推進計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月

防 府 市

1 計画策定の背景及び趣旨

本市は山口県の瀬戸内側中央部に位置し、水稻をはじめ様々な農畜産物の生産地です。しかし、そのほとんどが慣行栽培によるもので、有機農業に関しては、生産者数のごくわずかとなっています。

しかしながら、本市には、個別に有機農業を実践する生産者はもとより、「環境」「食」「農」に関して意を同じくする様々な立場の市民が、長年に亘って独自の活動を継続されており、有機農業に関心を持っている生産者、流通業者、販売店、消費者まで含めると、その数は決して少なくありません。

こうした中、国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、農林水産分野の中長期計画として、令和3年5月「みどりの食料システム戦略」を策定され、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指すこととされています。この中で、農業分野では、2050年までに、「耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する」ことなどが、目標に掲げられています。

さらに、本市においては、令和5年4月に県の「農林業の知と技の拠点」が供用開始されます。拠点を有する市としての強みを最大限に活かして、県や農業関係団体等と連携し、圃場整備や農地の集積、新たな担い手の確保、環境負荷低減などに取り組み、地域農業の再生強化を進めていくこととしています。

このような本市の農業をとりまく情勢を踏まえ、規模拡大による競争力の強化だけでなく、農産物の付加価値化という観点からも有機農業の推進が重要です。

そのため、生産者や消費者の自主性を尊重しながら、有機農業に取り組む生産者と安心・安全を求める消費者を結びつけていく機会を提供し、有機農業の輪を広げていくことで有機農業の推進を図っていきます。

2 計画の位置付け

「有機農業の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。)に定める基本理念に基づく本市域内における推進計画として、また、国の施策である「みどりの食料システム戦略」や県の「山口県有機農業推進計画」の趣旨も踏まえ、本市独自の推進施策の方向性を示す計画と位置付けて策定するものです。

3 推進期間及び目標

【推進期間】令和 5 年度から、おおむね 5 年間を対象として定めるものとします。

【目標①】環境保全型農業直接支払交付金制度における有機農業に取り組む農業者数の増加及び取組面積の増加

項目	令和 5 年度	令和 9 年度
取組農業者数(面積)	8 人(2,138 a)	10 人(3,000 a)

【目標②】有機 J A S 及びエコやまぐち 100 の認証農業者の増加

項目	令和 5 年度	令和 9 年度
有機 J A S ・エコやまぐち 100 の認証農業者数	5 人	7 人

4 推進の施策

(1) 市内有機農業者の取組の公表

市内有機農業者及び有機農業者が生産している農産物の品目や販売店などの情報について、本市ホームページ等を通して公表し、市内外の消費者等への情報提供を行います。

(2) 各種支援情報の提供

農業者や新規就農希望者が有機農業に取り組む上で参考となる栽培技術や各種制度等の情報を、市ホームページ等を通して提供します。

(3) 環境保全型農業の推進による有機農業の気運醸成

環境保全型農業直接支払交付金制度やエコやまぐち農産物認証制度、有機JAS等、現行制度や関連事業等の周知と活用の促進を図り、有機農業等の環境保全型農業の普及啓発と有機農業に対する気運の醸成を図ります。

(4) 有機農業者によるグループづくり及び活動支援

市内有機農業者及び関係機関等で構成する研究会や生産グループ等の発足を支援し、有機農業に関する栽培技術や各種制度等の知識を習得する研修の実施を支援します。

(5) 「農林業の知と技の拠点」との連携

農林業の知と技の拠点と連携し、有機農業の栽培技術向上のための取組や、有機農業に関する知識を習得するための研修等の取組を支援します。

(6) 地産地消を核とした有機農産物普及の支援

販売協力店ややまぐち食彩店などの山口県の地産・地消推進拠点と、有機農業者との交流・マッチングを支援するとともに、防府市産有機農産物に関する情報の受発信を進め、市内有機農業者と消費者の相互理解を促進します。

(7) 有機資源の域内循環利用の促進

有機農業者と市内の畜産農家が連携した堆肥の活用（耕畜連携）等、有機資源の域内循環利用を促進します。

5 その他

有機農業の推進にあたっては、有機農業者をはじめ、農業協同組合、県及びその他関係団体等との連携に努めます。